

1 奨学金問題への関心

2010年7月札幌講演後に印象に残った言葉「最近の若い先生は貧しい」

2010年秋の愛媛大学での講義 奨学金について大きな反応

→「愛媛大学 学費と奨学金を考える会」結成

2011年4月 中京大学で学生の行列目撃（→奨学金説明会）

講義でも奨学金に強い関心をもたれる。

2011年11月23日

「教育の機会均等を作る『奨学金』制度の実現を目指すシンポジウム」に参加

→2011年11月28日の『東京新聞』で大きく取り上げられる。

2 奨学金制度の現在と歴史

(1) 奨学金制度の現在

日本学生支援機構

[第一種奨学金]無利息の奨学金。特に優れた学生および生徒で経済的理由により著しく修学困難な方に貸与を行う。

[第二種奨学金]利息付きの奨学金。利率固定方式または利率見直し方式のうち、申し込む際にいずれかの一方を選択する。いずれの方式も利率は年3.0%が上限。第一種奨学金よりゆるやかな基準によって選考された者に貸与する。

2014年度 入学者の貸与月額

国・公立

私立

自宅通学 自宅外通学

自宅通学 自宅外通学

第一種奨学金 45,000円 51,000円

54,000円 64,000円 第一種奨

学金は30,000円を選択することも可能

第二種奨学金 30,000円・50,000円・80,000円・100,000円・120,000円のいずれか、大学院は15万円まで、法科大学院は22万円までである。

(2) 奨学金制度の変化

第二種奨学金（利子付き）の導入

1984年に日本育英会法全面改正で有利子枠創設

付帯決議「育英奨学事業は、無利子貸与制度を根幹としてその充実、改善に努めるとともに、有利子貸与制度は、その補完装置とし、財政が好転した場合には廃止等を含めて検討する」

しかし政府は大学の学費を引き上げる一方、1999年に財政投融资と財政投融资機関債の資金で運用する有利子貸与制度をつくり、一般財源の無利子枠は拡大せずに有利子枠のみその後の10年間で約10倍に拡大させた。2007年度以降は民間資金の導入も始まった。

図1

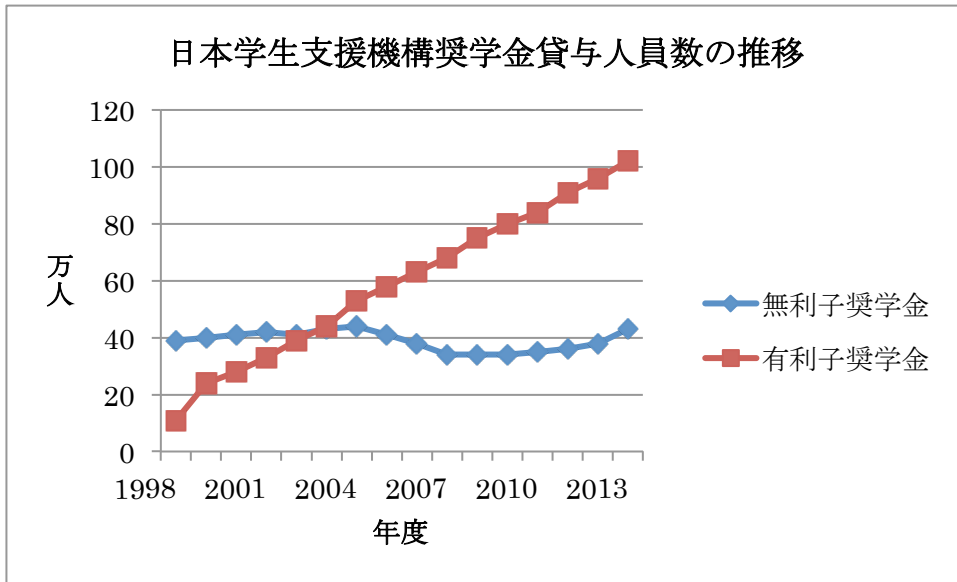
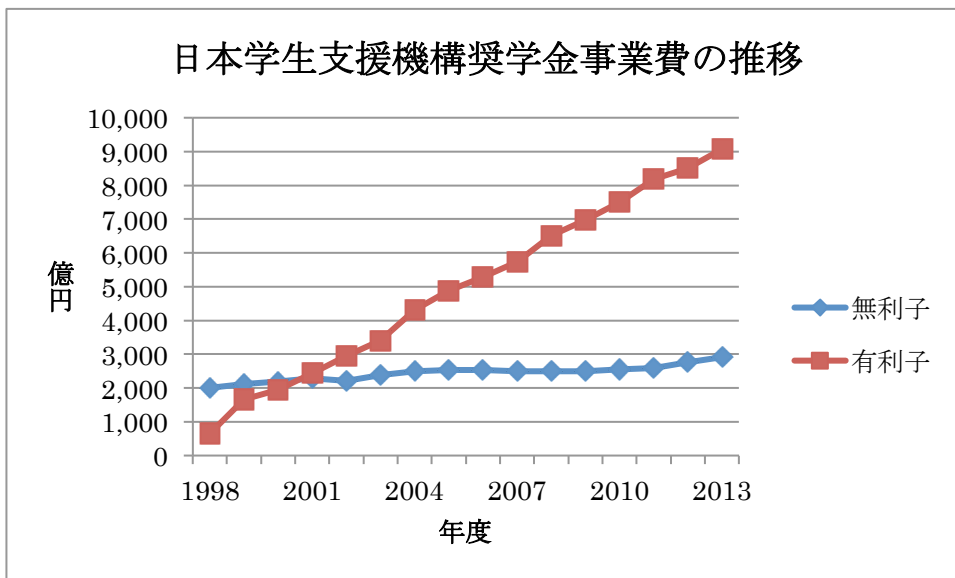


図 2



1998 年度 無利子奨学金 39 万人 有利子奨学金 11 万人 計 50 万人

2012 年度 無利子奨学金 38 万人 有利子奨学金 96 万人 計 134 万人

無利子貸与の希望者は予約採用の段階で近年、毎年約 2 万人ずつ増加しているが、採用枠が少ないために、2009 年には 78% が不採用となった。

第一種奨学金について教育職の場合に免除の制度→1998 年に廃止

2004 年に日本育英会廃止→日本学生支援機構へ

奨学金返還免除職（大学での研究職）2004 年 3 月に廃止

(3) 奨学金返済の困難

第一種奨学金は、返還額が毎月 1 万 5000 円以内に収まるように設定されている。

自宅から国立大学に通う大学生の場合、毎月 4 万 5000 円の貸与を受けられるが、これを大学卒業後に 14 年かけ毎月 1 万 2857 円を返還→現役ですぐに払い始めて 37 歳で終了

第二種奨学金

毎月10万円借りる。

貸与総額480万円 貸与利率上限3.0% 返還総額 6,459,510円

月賦返還額 26,914円 返還年数20年→すぐに払い始めて43歳。

2012年3月貸与終了者の貸与利率 利率固定方式 1.08%

貸与総額480万円 貸与利率1.08% 返還総額 5,364,513円

月賦返還額 22,351円 返還年数20年→すぐに払い始めて43歳。

年利10%の延滞金、延滞金発生後の返済では、お金はまず延滞金の支払いに充当され、次いで利息、そして最後に元本に充当される

→元本を減らすことが困難。元本の10%以上のお金が出せなければ半永久的に延滞金を支払い続けることになる。

2010年度の利息収入は232億円、延滞金収入は37億円に達する。これらの金は経常収益に計上され、原資とは無関係のところに行く。この金の行き先は銀行と債権回収専門会社である。

2010年度期末で民間銀行からの貸付残高はだいたい1兆円で、年間の利払いは23億円である。サービサーは同年度、約5万5000件を日立キャピタル債権回収など二社に委託し、16億7000万円を回収していて、そのうち1億400万円が手数料として払われている→「金融事業」かつ「貧困ビジネス」としての奨学金。

3 上昇し続ける大学学費と経済的困難

(1) 初年度納付金—19歳で1年生の場合の現在の年齢

1969年入学 (2015年現在65歳)

国立大学 1万6000円 (入学料4000円 授業料1万2000円)

私立大学 22万1874円 (授業料 8万4048円)

1979年入学 (2015年現在55歳)

国立大学 22万4000円 (入学料8万円 授業料14万4000円)

私立大学 64万8637円 (入学料17万5999円 授業料 32万5198円
施設・設備費 14万7440円)

1989年 (2015年現在45歳)

国立大学 52万5000円 (入学料18万5400円 授業料 33万9600円)

私立大学 103万5116円 (入学料 25万6600円 授業料 57万5844円
施設・設備費 20万7932円)

1999年 (2015年現在35歳)

国立大学 75万3800円 (入学料 27万5000円 授業料 47万8800円)

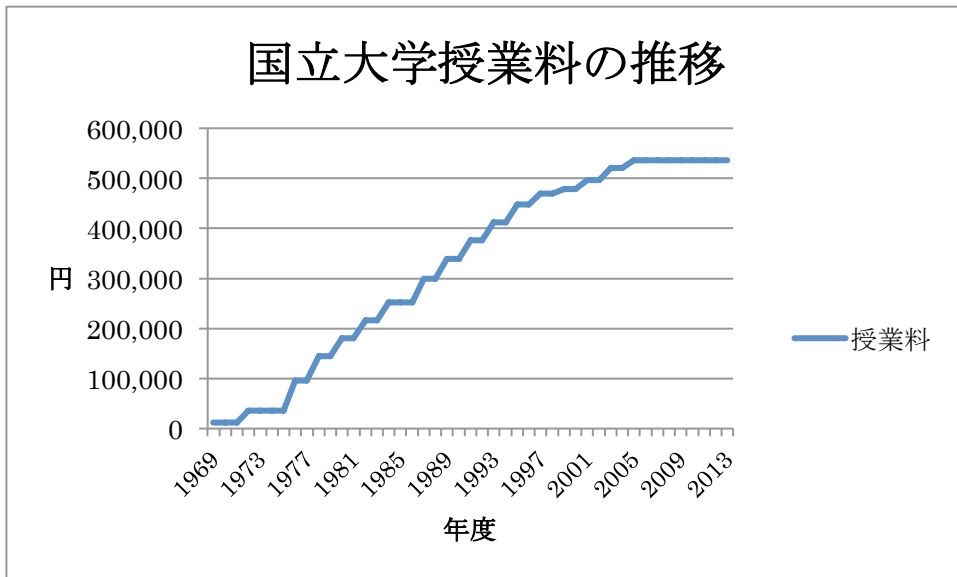
私立大学 127万3095円 (入学料 29万815円 授業料 78万3298円
施設・設備費 19万8982円)

2010年 (2015年現在25歳)

国立大学 81万7800円 (入学料 28万2000円 授業料 53万5800円)

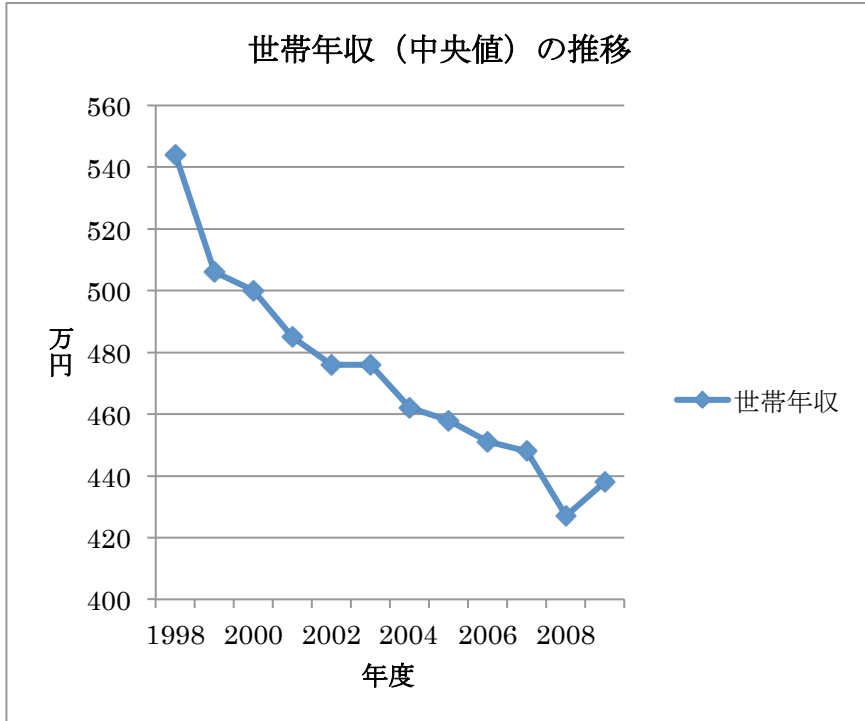
学費の急上昇、特に国立大学の学費が上昇し、私立大学との格差が縮まる。

図 3



(2) それに対して家計の状況は 1990 年代後半以降困難に
世帯年収 (中央値)
1998 年 5 4 4 万円→2009 年 4 3 8 万円

図 4



世帯年収に占める大学学費の比重は上昇→負担増、しかもかかる学費は授業料だけではない (仕送りなど) →全大学生のなかでの奨学金受給者の割合増加

1998 年の 23.9%から 2010 年に 5 割を突破 (学部昼間 50.7%)、2012 年は学部昼間部で

52.5%、大学院修士課程で 59.5%、大学院博士課程で 65.5%

4 高卒就職の困難

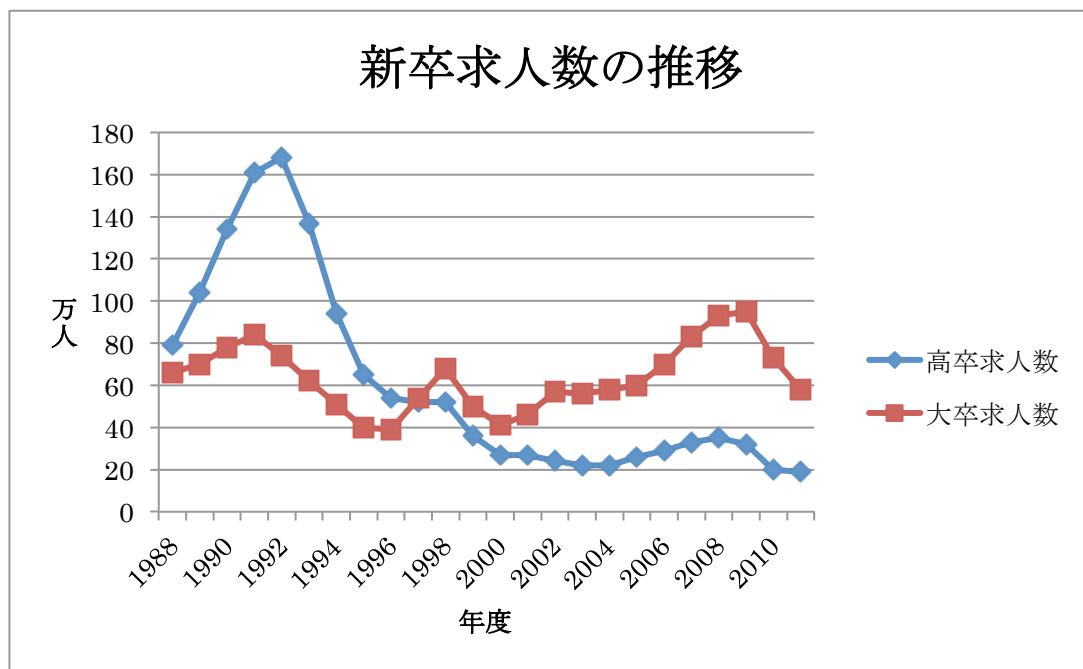
新規高卒者に対する求人数

1992年3月末 167万6000件 求人数のピーク

2003年3月末 19万8000件 最大の落ち込み(87%ダウン)

2010年3月末 19万8000件 再び、最低水準へ

図5



高校卒業後の進路 就職者の割合

1990年 35.2% → 2010年 17.2% (東京都 7.09%)

高卒就職の激減、希望としての大学進学から強いられた大学進学へ
大学・専門学校へ進学できないから就職
→就職できないから大学・専門学校へ進学

5 大学卒業後の就職難の拡大と奨学金返還の困難

バブル崩壊後の失業率のアップ、若年就業の困難

大内裕和+竹信三恵子『「全身〇活」時代—就活・婚活・保活からみる社会論』(青土社)

大学生の就職率 1990年前後の約90%

2000年前後には約60%に低下

2009年の四大卒就職率は77.9%

失業・無職の増加、非正規雇用の増加、周辺の正規雇用労働者の増加

→日本学生支援機構の奨学金について滞納者 33万人(2010年)。3ヶ月以上の滞納額 2660億円。返還滞納者の個人情報機関への登録(いわゆるブラックリスト化)が1万人を超える(2012年)

裁判所を使った「支払督促」を申し立てられる奨学金滞納者も急増している。2004年にはわずか200件だった支払督促の申立件数が、2011年には1万件と、この7年間で50倍に拡大している。

6 奨学金制度の問題点

奨学金が奨学金としての機能を果たしていない

- ① 適格者が無利子奨学金を得ていない。
- ② 卒業後の返還の困難さ→大学卒業後の生活や人生を左右
- ③ 将来の返済不安から奨学金を借りることを抑制

「バイト漬け」生活→「ブラックバイト」問題

「ブラックバイト」の定義

学生であることを尊重しないアルバイトのこと。フリーターの増加や非正規雇用労働の基幹化が進むなかで登場した。低賃金であるにもかかわらず、正規雇用労働者並みの義務やノルマを課されたり、学生生活に支障をきたすほどの重労働を強いられることが多い。

2015年4月 大内裕和+今野晴貴『ブラックバイト』（堀之内出版）

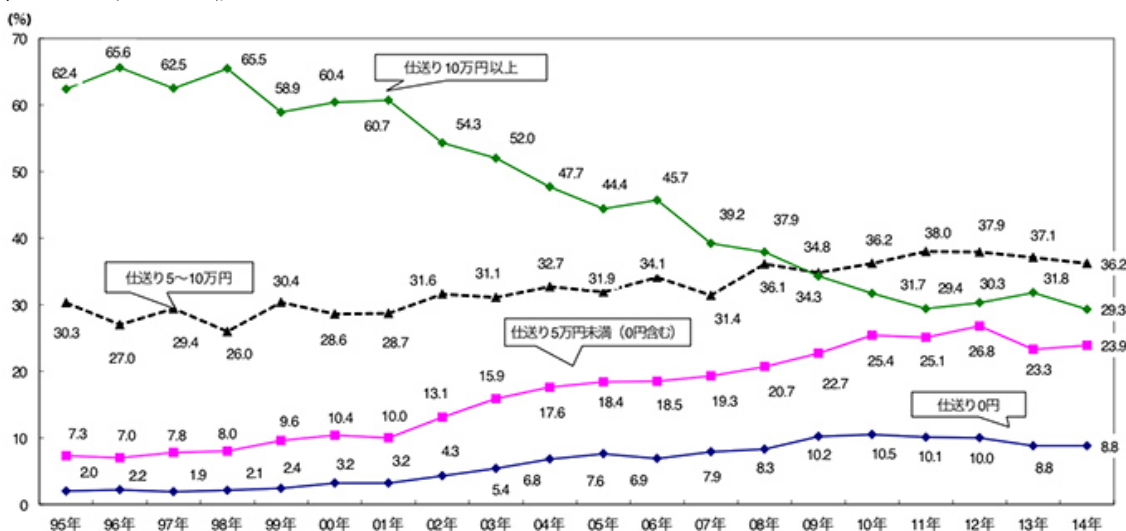
ブラックバイト登場の社会的背景

- (1) 大学生の貧困の深刻化 (2) 奨学金制度の悪化 (3) 労働市場の劣化

- (1) 東京地区私立大学教職員組合連合（東京私大教連）による学生生活調査

調査は2014年5～7月、東京都と神奈川、埼玉、千葉、茨城の4県にある14大学の新生の家計負担について、保護者に聞いた。4330件の回答を得た。約4割の下宿生に対する14年度の仕送り額は、新年度の出費が落ち着く6月以降の月平均で8万8500円で、前年度から500円減。ここから家賃を除き、30日で割った「1日当たりの生活費」は897円。入学と同時に消費税率が引き上げられたにもかかわらず、前年度を40円下回って過去最低だった。過去最高は90年度の2460円。

仕送り額の推移



仕送り額 10 万円以上

1995年 62.4%→2014年 29.3%

仕送り 5 万円未満

1995 年 7.3%→2014 年 23.9%

仕送り 0 円

1995 年 2.0%→2014 年 8.8%

(2) 奨学金制度の悪化

(3) 非正規雇用労働者の急増による労働市場全体の劣化

1992 年 1053 万人（雇用者全体に占める割合 21.7%）

2012 年 2013 万人（雇用者全体に占める割合 38.2%）

若年層のほぼ半数、年収 300 万円以下がほとんど

フリーターの急増、フリーターと学生アルバイトの労働市場での競合

正規雇用労働者の減少と非正規雇用労働の増加のなかで

非正規雇用労働がかつての「補助」労働から「基幹」労働へ移行

バイトリーダー、バイトマネージャー、パート店長

奨学金制度改善へ向けての運動

2012 年 9 月 1 日

愛知県の大学生らによる「愛知県 学費と奨学金を考える会」スタート

ホームページ <http://syougakukin2012.web.fc2.com/>

フェイスブック <http://www.facebook.com/aichi.ATS>

2013 年 3 月 31 日（日）

「奨学金問題対策全国会議」の結成→返済困難者の救済と奨学金制度の改善

共同代表：伊東達也・大内裕和 事務局長：岩重佳治

奨学金問題対策全国会議事務局

〒113-0033 東京都文京区本郷 2-13-10 湯浅ビル 7 階

東京市民法律事務所内、弁護士 岩重佳治

電話 03-5802-7015 FAX 03-5802-7016

「奨学金問題対策全国会議」

ホームページ <http://syogakukin.zenkokukaigi.net/>

フェイスブック <https://www.facebook.com/syougakukin>

7 2014 年度予算における制度改善

延滞金賦課率 10%から 5%への削減

返還猶予期限 5 年から 10 年への延長

減額返還制度、返還期限猶予制度の基準を緩和。

延滞者への返還期限猶予制度の適用。

減額返還制度申請書類の簡素化。

無利子奨学金の増加

42 万 6000 人（2013 年）→44 万 1000 人（2014 年）→46 万人（2015 年）

有利子奨学金の削減

101 万 7000 人（2013 年）→95 万 7000 人（2014 年）→87 万 7000 人（2015 年）

8 奨学金制度改善の方向

(1) 奨学金充当順位の変更（これは 2014 年度では行われず）

延滞金→利子→元本という充当順位から元本→利子→延滞金返せば必ず元本が減っていくシステムへ転換する。

(2) 経済困難を理由とする返還期限猶予制度の制限年数の 5 年から 10 年への延長→改善ではあるが、抜本的な解決とはならない。

返還期限猶予制度における本人年収基準（たとえば年収 300 万円未満）の導入、本人年収による猶予・減額・免除制度の導入・充実

(3) 延滞金賦課率の 10% から 5% への引き下げ

→改善ではあるが、「返せない人間」に更なるペナルティを課す「延滞金」という制度そのものが問題

→延滞金制度の廃止

(4) 個人保証の廃止と機関保証を利用する場合の保証料の引き下げ

機関保証をより利用しやすくするために必要

(5) 大学における給付型奨学金の導入と奨学金制度全体の改善

大学における給付型奨学金の導入

第一種（無利子）奨学金 45 万 2 千人

第二種（有利子）奨学金 95 万 7 千人

改善された 2014 年度でも有利子奨学金は無利子奨学金の倍以上

無利子の増加と有利子の減少によって近年中に、無利子と有利子を 1:1 の比率に。その際には給付型や第一種（無利子）奨学金にも私立文科系で月に 8 万以上、私立理科系で月に 12 万以上など、授業料すべてを賄えるタイプのものを導入すべき→奨学金による大学進学を可能とするため。

将来的には有利子の廃止によって無利子と給付型のみ→最終的には給付型のみの奨学金制度へ

9 これからの具体的な取り組み

(1) 奨学金利用者へのアドバイス

奨学金利用が大学生活・卒業後の生活にどのような影響を与えるのかを考えること。

奨学金を利用しない&少額の利用→アルバイトが増え過ぎて勉強できない。

多額の奨学金利用→返還が大変。

連帯保証人・保証人が「返還できる」確証がない場合には「人的保証」ではなく「機関保証」を選択するべき。

「人的保証」→保証料はかからないが、本人が返還できない場合には連帯保証人・保証人による返還が必要。本人が法的整理（自己破産・個人再生）を選択した場合でも、連絡保証人・保証人に支払い義務が発生。

「機関保証」→保証料がかかるが、法的整理（自己破産・個人再生）が可能。

(2) 「奨学金問題対策全国会議」「愛知県 学費と奨学金を考える会」のホームページ・フェイスブック、また私（大内裕和）のフェイスブックに友だち申請してアクセスする。周囲にも紹介する→情報を得ることの重要性。

(3) 奨学金問題・ブラックバイト問題について、自分の言葉で友だちや知り合いなど周囲に伝えていく。新聞投書も有効。ブログ、ツイッター、フェイスブック、ラインなどを活用すると若い層との接点がつくりやすい。

(4) 学校単位（小学校・中学校・高校・大学）で奨学金問題の講演会を企画する。教職員組合の講演会、進路説明会や保護者会の場など、教職員や子どもをもつ保護者が集まる場所で、奨学金問題が話題になることが望ましい。

(5) 大学単位、地域単位で「〇〇大学奨学金問題ネットワーク」「〇〇県奨学金問題ネットワーク」をつくっていくこと。法律の専門家（弁護士・司法書士）との連携が重要。マスコミと議員に積極的に働きかける。返還当事者とその家族、子どもをもつ保護者に参加を呼びかける。学習会には2013年11月1日に発売された奨学金問題対策全国会議編『日本の奨学金はこれでいいのか！』（あけび書房）が役立つ。奨学金相談活動（機関保証、自己破産、個人再生の高校生・大学生・保護者への周知）と制度改善運動の組み合わせが重要。また「ブラックバイト」問題との関連づけも大切。

(6) 2015年度予算と地域レベルでの実践

第二次安倍政権 「子ども手当」の廃止、「高校授業料無償化」に所得制限導入。

2014年「子どもの貧困対策大綱」

閣議決定を8月以降に先送り

→7月15日に公表された2012年の子どもの貧困率は16.3%と過去最悪を記録し、大綱の内容をより充実させるよう求める声が上がった。

「大学における給付型奨学金制度の導入」を要求→実現せず
地方レベルでの実践

長野県で2014年度から給付型奨学金制度の導入

都道府県など地方自治体レベルでの給付型奨学金制度の実現

→中央政府への圧力→2015年春の統一地方選挙の争点

2015年統一地方選挙→2016年参議院選挙の争点（初の18歳選挙権、給付型奨学金制度を争点に）

各立候補者に対して給付型奨学金制度、ブラックバイト・ブラック企業、最低賃金時給1000円の賛否を問う。

奨学金の返還困難・高い学費負担・雇用の劣化→未婚化・少子化→人口減少→自治体消滅

大内裕和「奨学金返済の重荷と雇用劣化が中間層解体と人口減を深刻化する」

月刊「Journalism」2014年11月号（朝日新聞社、11月10日発行）

三大争点

「給付型奨学金の導入」（富裕層に対する課税強化によって）
「ブラック企業・ブラックバイトの根絶」
「最低賃金全国一律時給 1000 円以上を 2020 年までに実施」（東京都は時給 888 円、愛知県 800 円、鳥取県など 677 円）

（7）安保法制反対運動、9 条の会、改憲阻止運動において「奨学金」「ブラックバイト」や「若年層の貧困」をテーマとする。

奨学金返還免除と軍事動員

堤未果『ルポ貧困大国アメリカ』

憲法 25 条と 9 条の連携 9 条だけでは 9 条は守れない

参考文献

今野晴貴＋大内裕和他 2014 『ブラック企業のない社会へ』、岩波書店。

大内裕和 2014 「奨学金返済の重荷と雇用劣化が中間層解体と人口減を深刻化する」『Journalism』、朝日新聞社。

大内裕和 2015 『ブラック化する教育』、青土社。

大内裕和＋竹信三恵子 2014 『「全身〇活」時代』、青土社。

大内裕和＋今野晴貴 2015 『ブラックバイト』、堀之内出版。

奨学金問題対策全国会議編 2013 『日本の奨学金はこれでいいのか！』、あけび書房。